

令和5年度

滋賀県立守山北高等学校
高架タンク更新業務

入札説明書

令和5年11月

滋賀県立守山北高等学校

入札説明書

この入札説明書は、本件業務に係る入札公告による契約に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）および滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）により、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 滋賀県立守山北高等学校 高架タンク更新業務
- (2) 業務の内容等 別添仕様書および契約書（案）による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 25 日（月曜日）まで
- (4) 履行場所 滋賀県立守山北高等学校笠原町 1263

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げるすべての要件を満たす者
登録業者：土木一式工事 対応許可区分：水道施設工事
地域要件：滋賀県内に主たる営業所を有する者

- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- エ 役員等（入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ 入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先滋賀県守山北高等学校

〒524-0004 滋賀県守山市笠原町 1263 TEL 077-585-0431

- (2) 契約条項を示す期間

令和5年11月20日（月曜日）から令和5年12月20日（水曜日）まで

- (3) 交付方法

契約条項（仕様書・契約書案等）については、入札公告の添付ファイルからダウンロードすることができる。

- (4) 入札説明会

入札説明会は行わない。

現場状況の確認は、令和5年11月21日（火曜日）から令和5年12月1日（金曜日）までに行うこと。なお、この場合、日程調整のため、本校事務室へ必ず事前に連絡すること。

- (5) 入札期間

令和5年11月20日（月曜日）9時00分～

令和5年12月20日（水曜日）11時00分

- (6) 開札の日時および場所

令和5年12月20日（水曜日）11時15分 滋賀県立守山北高等学校

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）の規定によるものとする。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人

は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 紙により入札に参加する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別記様式 1）を作成して封筒に封入し、封筒の表に「入札書」と朱書し、件名を併記した上で、3 (1) に示す場所に 3 (5) の入札期間内に到着するよう持参または簡易書留郵便により提出すること。3 (5) の入札期間後に到着した入札書は認めない。
- なお、代理人が入札する場合にあっては、入札書と同時に入札権限に関する委任状（別記様式 2）を提出しなければならない。

ア 入札金額

イ 業務名称

ウ 履行場所

エ くじ番号

オ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

カ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所および氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）、代理人であることの表示ならびに当該代理人の氏名および押印

なお、入札書に記載する代理人に住所、氏名、押印は、委任状（別記様式 2）の受任者欄に記載されたとおり漏れなく正確に記載されていること。

- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正を除く。）

は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

- (5) 一度提出した入札書は、書換え、引換え、または撤回をすることができない。

- (6) 入札参加者または代理人は、本件調達に係る入札について他の入参加者またはその代理人となることができない。

- (7) 無効の入札

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2 以上の意思表示をした入札

エ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

オ 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

カ 入札書記載の金額を加除訂正した入札

キ 鉛筆、その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

ク 虚偽の申請を行った者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 開札および落札者の決定

ア 開札は、当該入札事務に関係のない職員立ち会いのうえ行う。

イ 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

エ 落札者の決定後、落札されなかった者から請求があったときは、落札者の氏名および住所、落札金額ならびに当該請求を行った者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

(9) 再度の入札

ア 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、再度の入札をすることがある。その場合の再度の入札日時と場所は、入札参加者に速やかに通知するものとする。

イ アにおいて別に定める日時に再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。ただし、当初の入札で無効の入札を行った者は再度の入札に参加することができない。

ウ 再度の入札において落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

6 保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納付については、免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金の納付については、免除する。

7 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

8 契約書作成の要否

要

9 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

10 支払条件

前金払および部分払は行わない。

11 その他

- (1) 入札参加停止期間中の者に、契約を全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (2) 入札参加者が本入札に関して要した費用についてはすべて当該入札参加者が負担するものとする。
- (3) 天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取り止める。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内（特別の事情があるときは指定の期日まで）に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 契約書および契約に係る文書に使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (6) その他本件執行については、地方自治法、同法施行令および滋賀県財務規則および滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領等に定めるところによる。
- (7) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。

12 当該入札に関する問い合わせ先

- 機関名 滋賀県立守山北高等学校
- 住 所 〒520-3016 滋賀県守山市笠原 1263
- 連絡先 TEL 077-585-0431 FAX 077-585-5584
E メール ma69@pref.shiga.lg.jp
- 担当者 林
- 照会方法

必ず文書により照会すること。(郵便・ファクシミリ・Eメールによる場合は、送付前または送付後速やかに担当者あて連絡すること。)